

土木部各所属長 様

土木部長

予定価格に関する積算疑義申立手続の試行について

高知県が発注する建設工事等の競争入札について、予定価格に関する積算疑義申立手続及び当該申立ての取扱いを以下のとおり定めましたのでお知らせします。

1 目的

電子入札において、開札前に入札参加者からの疑義申立てを受付けることにより、予定価格に係る積算に不備等を有したままの契約を防止することを目的とする。

2 対象とする入札案件

以下の建設工事等の中から選定することとする。

- (1) 予定価格 1 億円以上 2 億円未満の建設工事
- (2) 施工実績の少ない工事で、積算に関して疑義が生じる可能性が高い工事
- (3) その他入札執行機関が必要と認めるもの

3 実施方法

別添「建設工事の予定価格に関する積算疑義申立手続に関する試行要領(以下「試行要領」という。)」により行うこととし、入札公告にその旨を記載することとする。

4 試行中の対応

- (1) 入札参加業者等からの意見徴収等を行い、問題点を整理する。
- (2) 正式運用の是非について検討を行う(関係機関等の意見も参考に検討)。